

## よくある質問 参画事業者(塾・教室など)さま

- ・ 参画事業者の条件を教えてください。
- ・ 個人事業主として e-Tax を利用して納税しています。確定申告書の控えに税務署の受付印がありませんが、申請できますか。
- ・ 本社(参画事業者)が伊勢市外の場合でも、申請できますか。
- ・ 登録申請の結果はいつごろ、どのように通知されますか。
- ・ 請求書はどこにありますか。
- ・ 塾助成券の裏面の学習塾名の記載はゴム印でもいいですか。
- ・ 15 日までに請求すれば、いつ頃振り込まれますか。
- ・ 授業料を前払いしてもらっています。前払いの月で、助成券を利用してもいいですか。
- ・ 複数月分まとめて請求することはできますか。
- ・ 複数の教室を運営しています。本部で一括して請求することはできますか。
- ・ 7、8 月にかけて、夏期講習を実施します。それに係る請求書の提出方法について、教えてください。
- ・ 月謝が 12,500 円です。助成券は 5,000 円、1,000 円単位なので端数の 500 円をうまく利用できる方法はないですか。
- ・ 請求書の教室日数とは何ですか。
- ・ 夏期講習があるため、1日2回の授業になります。出席日数は、どうしたらいいですか。
- ・ 令和 6 年 3 月に塾助成券を利用した場合は、次の年度の 4 月に請求できますか。

**Q: 参画事業者の条件を教えてください。**

**A:** 中学生の学力及び学習意欲の向上のため良質な学校教育サービスが提供でき、伊勢市内の特定の事業所に生徒を集め、集団または個別に補習、教科指導等の学習指導を行う事業者であることとなります。

**Q: 個人事業主として e-Tax を利用して納税しています。確定申告書の控えに税務署の受付印がありませんが、申請できますか。**

**A:** e-Tax には「受付日時」と「受付番号」が記載されていますので、税務署の受付印がなくても、申請していただけます。

**Q:** 本社(参画事業者)が伊勢市外の場合でも、申請できますか。

**A:** 学習塾が伊勢市内にあれば、申請していただけます。

**Q:** 登録申請の結果はいつごろ、どのように通知されますか。

**A:** 申請日から2～3週間後に、「参画事業者登録通知書」を郵送いたします。  
後日、参画事業者(学習塾)リストに、学習塾の情報を掲載させていただきます。

**Q:** 請求書はどこにありますか。



**A:** こちらをご利用ください。

[https://www.city.ise.mie.jp/res/projects/default\\_project/page/001/013/770/seikyusyo.pdf](https://www.city.ise.mie.jp/res/projects/default_project/page/001/013/770/seikyusyo.pdf)

**Q:** 塾助成券の裏面の学習塾名の記載はゴム印でもいいですか。

**A:** 問題ありません。

**Q:** 15日までに請求すれば、いつ頃振り込まれますか。

**A:** 請求書の内容が適正であれば、請求日から30日以内にお支払いいたします。

**Q:** 授業料を前払いしてもらっています。前払いの月で、助成券を利用してもいいですか。

**A:** ご利用いただけません。サービスの提供が完了したものについて、ご利用ください。

**Q:** 複数月分まとめて請求することはできますか。

**A:** 請求していただけます。ただし請求書は月ごとに作成してください。

**Q:** 複数の教室を運営しています。本部で一括して請求することはできますか。

**A:** 一括してご請求していただけます。1教室ごとに、請求書を作成してください。

**Q:** 7、8月にかけて、夏期講習を実施します。それに係る請求書の提出方法について、教えてください。

**A:** 夏期講習が終わってから、まとめてご請求ください。  
各月で分けてする場合は、夏期講習の料金を按分して、ご請求ください。

**Q:** 月謝が12,500円です。助成券は5,000円、1,000円単位なので端数の500円をうまく使用できる方法はないですか。

**A:** 2か月分の月謝25,000円として助成券をご利用いただけます。  
請求書は、2か月目のサービスの完了後に、月ごとに作成してください。

**Q:** 請求書の教室日数とは何ですか。

**A:** その月に生徒が授業を受けることのできる日数になります。授業のない自習等のみで利用した日数は除いてください。

**Q:** 夏期講習があるため、1日2回の授業になります。出席日数は、どうしたらいいですか。

**A:** 日数になりますので、1 でお願います。

**Q:** 令和 6 年 3 月に塾助成券を利用した場合は、次の年度の 4 月に請求できますか。

**A:** 4 月中で、請求していただけます。